

松本市 ICT 人材育成特区

都道府県名 :

長野県

申請主体名 :

松本市

区域の範囲 :

松本市の全域

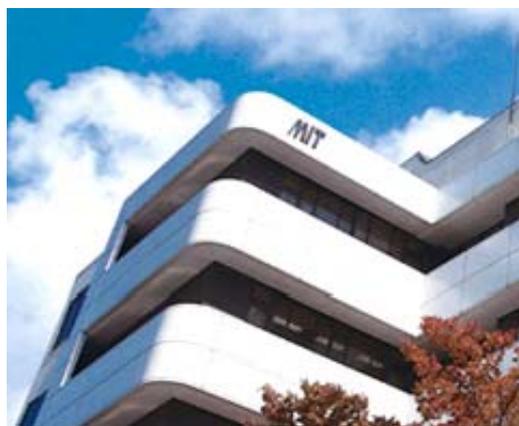


特区の概要 :

21 世紀の高度情報化社会に地域が対応していくためには、その推進役となる高いスキルを有する人材や企業における即戦力となる人材の育成が不可欠となっている。本市では、情報化を都市づくりの重要な施策と捉え、「松本市 IT 基本戦略」に基づく地域の情報化施策を展開している。この取組みを更に推進するために、本特例措置を活用し、情報処理技術者試験の午前試験を免除する講座を開設する事業主体とともに、高度なスキルを有する人材を育成することにより、ICT 人材の裾野の拡大や雇用の拡大等により、地域の活性化を図る。

適用される規制の特例措置 :

- ・講座修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の一部免除
- ・講座修了者に対する基本情報技術者試験の一部免除



講座を開設する事業主体